

「亀山市空き店舗等活用支援事業補助金制度」を拡充

若者・女性の創業を積極的に支援！

亀山市空き店舗等活用支援事業補助金制度は、亀山市立地適正化計画における都市機能誘導区域内にある空き店舗や空き家等を改装して開業をする事業者に対し、店舗改装費用の一部（対象経費の2分の1、上限額100万円）を補助するものです。

今年度より、若者・女性の創業意欲の増進と自己費用負担の軽減を図るため、**創業者が若者・女性である場合に限り、補助金上限額をこれまでの1.5倍となる上限額150万円に拡充します。**

【対象となる事業者（すべてに該当）】

- 空き店舗や空き家を改装して出店する個人や法人
- 亀山商工会議所からの推薦を受けたもの
- 2年以上継続して事業を実施する見込みがあるもの



【対象となる空き店舗等（すべてに該当）】

- 指定区域（亀山市立地適正化計画に位置付ける都市機能誘導区域）内にある店舗等
- 対象業種... 小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、医療・福祉業など
- 6カ月以上店舗や住居として使用していないこと
- 店舗面積が500㎡未満であること
- 週4日以上、かつ1日4時間以上営業すること
- 改装などは、市内業者で行うこと
- 平成32年3月31日までに工事が完了し、開業ができること

あなたの夢とアイデアを応援します！

【対象となる経費】

- 内外装工事費
- 建物付属設備工事費
- 看板設置工事費



【補助金の額】

- 対象となる経費の1/2の額以内（上限100万円）

※ただし申請書の提出日において補助金の交付対象者（法人にあっては、その代表者）が女性及び満35歳未満の者は対象となる経費の1/2の額以内（上限150万円）

【募集期間】

- 平成31年4月17日（水）～平成31年5月31日（金）

※応募申込書は、産業振興課商工業・地域交通グループ（市役所2階）でお渡しします。また、市ホームページ（商工業・地域交通グループのページ）からもダウンロードできます。

【問合せ先】

- 亀山市 産業建設部 産業振興課 商工業・地域交通グループ 電話 84-5049